b　電気　次の資格、経験及び実績のそれぞれの項目において、いずれかを有すること。
(a)　資格
ⅰ　a(a)ⅰに同じ。
ⅱ　a(a)ⅱに同じ。
ⅲ　一級電気施工管理技士
ⅳ　技術士（総合技術監理部門：電気電子部門関連科目）又は（電気電子部門）
ⅴ　ＡＰＥＣ　Engineer（Electrical）
(b)　経験　a(b)に同じ。
(c)　実績　a(c)に同じ。
c　機械　次の資格、経験及び実績のそれぞれの項目において、いずれかを有すること。
(a)　資格
ⅰ　a(a)ⅰに同じ。
ⅱ　a(a)ⅱに同じ。
ⅲ　一級管工事施工管理技士
ⅳ　技術士（総合技術監理部門：機械部門関連科目）又は(機械部門)
ⅴ　ＡＰＥＣ　Engineer（Mechanical）
(b)　経験　a(b)に同じ。
(c)　実績　a(c)に同じ。
d　土木　次の資格、経験及び実績のそれぞれの項目において、いずれかを有すること。
(a)　資格
ⅰ　a(a)ⅲに同じ。
ⅱ　一級土木施工管理技士
ⅲ　土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会１級技術者
ⅳ　（社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ)
ⅴ　ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（※）(技術士部門と同様の建設部門に限る。)
ⅵ　ＡＰＥＣ　Engineer（Civil）
※「ＲＣＣＭと同等の能力を有する者」とは、ＲＣＣＭ試験に合格しているが転職等により登録できない立場にいる者及び、外国資格を有する技術者で、国土交通大臣が、技術士又はＲＣＣＭ相当と認定した資格であることを証明する認定証を有する者をいう。以下同じ。
(b)　経験　a(b)に同じ。
(c)　実績　a(c)に同じ。
②　日本国外での建設事業又は、日本国内における米軍発注の建設事業の業務経験を有すること。
③　令和元年12月16日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が４億円未満かつ10件未満である。手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。
④　入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。
(ｲ)　配置予定総括技術者（建築・電気・機械・土木）　配置予定総括技術者については、該当する職種において、次の①及び②に示す条件をすべて満たす者である。
①　資格
a　建築　次の資格、経験及び実績のそれぞれの項目において、いずれかを有すること。
(a)　資格　(ｱ)①a(a)に同じ。
(b)　経験　(ｱ)①a(b)に同じ。
(c)　実績　(ｱ)①a(c)に同じ。
b　電気　次の資格、経験及び実績のそれぞれの項目において、いずれかを有すること。
(a)　資格　(ｱ)①b(a)に同じ。
(b)　経験　(ｱ)①a(b)に同じ。
(c)　実績　(ｱ)①a(c)に同じ。
c　機械　次の資格、経験及び実績のそれぞれの項目において、いずれかを有すること。
(a)　資格　(ｱ)①c(a)に同じ。
(b)　経験　(ｱ)①a(b)に同じ。
(c)　実績　(ｱ)①a(c)に同じ。
d　土木　次の資格、経験及び実績のそれぞれの項目において、いずれかを有すること。
(a)　資格　(ｱ)①d(a)に同じ。
(b)　経験　(ｱ)①a(b)に同じ。
(c)　実績　(ｱ)①a(c)に同じ。
②　日本国外での建設事業又は、日本国内における米軍発注の建設事業の業務経験を有すること。
(ｳ)　配置予定主任技術者（建築・電気・機械・土木・環境）　配置予定主任技術者については、各職種毎に示す資格をすべて満たす者である。
①　資格
a　建築　次の資格、経験及び実績のそれぞれの項目において、いずれかを有すること。
(a)　資格　(ｱ)①a(a)に同じ。
(b)　経験　(ｱ)①a(b)に同じ。
(c)　実績　(ｱ)①a(c)に同じ。
b　電気　次の資格、経験及び実績のそれぞれの項目において、いずれかを有すること。
(a)　資格　(ｱ)①b(a)に同じ。
(b)　経験　(ｱ)①a(b)に同じ。
(c)　実績　(ｱ)①a(c)に同じ。
c　機械　次の資格、経験及び実績のそれぞれの項目において、いずれかを有すること。
(a)　資格　(ｱ)①c(a)に同じ。
(b)　経験　(ｱ)①a(b)に同じ。
(c)　実績　(ｱ)①a(c)に同じ。
d　土木　次の資格、経験及び実績のそれぞれの項目において、いずれかを有すること。
(a)　資格　(ｱ)①d(a)に同じ。
(b)　経験　(ｱ)①a(b)に同じ。
(c)　実績　(ｱ)①a(c)に同じ。
e　環境　次の資格、経験及び実績のそれぞれの項目において、いずれかを有すること。
(a)　資格
ⅰ　技術士（総合技術監理部門：環境部門関連科目)、(環境部門)、(衛生工学部門）又は（建設部門：建設環境科目))
ⅱ　ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（建設環境部門に限る。）
ⅲ　技術士補（環境部門）
ⅳ　ＬＥＥＤ　ＡＰ（Building Design and Construction）
(b)　経験　(ｱ)①a(b)に同じ。
(c)　実績
ⅰ　同種業務：日本国内外における環境影響評価業務（配慮書、方法書、準備書及び評価書を作成した業務）で平成21年度以降に完了したもの。
ⅱ　類似業務：日本国内外における環境影響評価業務に関するコンサルタント業務でで平成21年度以降に完了したもの。
(ｴ)　配置予定担当技術者（建築、電気、機械、土木、環境）　配置予定担当技術者は次の資格を満たす者とする。
①　資格
a　建築　次の資格、経験及び実績の項目のうちいずれかを有すること。
(a)　資格
ⅰ　(ｱ)①a(a)ⅰに同じ。
ⅱ　建築士法第２条第３項に規定する二級建築士
ⅲ　(ｱ)①a(a)ⅱに同じ。
ⅳ　技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目又は建設部門）又は技術士補（建設部門）
ⅴ　一級建築施工管理技士又は二級建築施工管理技士
ⅵ　(ｱ)①a(a)ⅴに同じ。
(b)　経験
ⅰ　大学卒業後５年以上、短大・高専卒業後８年以上、高校卒業後11年以上の実務経験を有する者。また、発注者として技術的な業務を行った経験年数を認めるものとする。
ⅱ　(ｱ)①a(b)ⅱに同じ。
(c)　実績　(ｱ)①a(c)に同じ。